

II. カナダ・オンタリオ州における警備業の現状

1. 警備業の現状

ア 警備業者数

2002 年末現在で、オンタリオ州では、600 社ほどが警備業（Security Guard および Private Investigator）として登録されている（内、大多数は警備員関連企業）。

『security guard』の法律上の定義：

a person who, for hire or reward, guards or patrols for the purpose of protecting persons or property.

『private investigator』の法律上の定義：

a person who investigates and furnishes information for hire or reward, including a person who,

- (a) searches for and furnishes information as to the personal character or actions of a person, or the character or kind of business or occupation of a person,
- (b) searches for offenders against the law, or
- (c) searches for missing persons or property

出所：the Private Investigators and Security Guards Act 第1条

イ 警備員数

警備員（Security Guard）および探偵（Private Investigator）について、州政府に対してライセンス取得義務を負う。これらについてカナダ全体の人数を把握している機関はないが、1996 年の国勢調査によると、59,090 名の警察官に対して、82,010 名の Security Guard および Private Investigator がいる（次回国勢調査は 2003 年発表の予定）と推計されている。

オンタリオ州については、2002 年 12 月現在では、28,000 名が登録されている。男女別等の質問をするのは、差別になるため法律で禁じられており、そのような統計はないが、監督官庁（Ministry of Public Safety and Security）によると、大部分（9 割強）が男性であるとの見解である。また、企業内警備員（Security Guard および Private Investigator）は登録の義務がないため、この人数には含まれていない。

業界団体 Canadian Society for Industrial Security (CSIS)によると、セキュリティ業界に関わる人間の数は、未登録（企業内警備員）も含め、カナダ全体で 215,000 名と推計される。この数には、企業内不正調査や保険詐欺調査等広義の警備業に携わる人数（後述）が含まれる。

ウ 警備業務の種類

現在、オンタリオ州の警備業法にあたる the Private Investigators and Security Guards Act が規制の対象としているのは、警備（Security Guard：機械警備と併用した警備を行っている可能性あるが、機械警備業と施設警備等の区別は行っていない）と調査・探偵（Private Investigator）のみである。

しかし、現在連邦議会の下部組織である Law Commission が警備業法改正の対象として検討している業種には、日本の警備員のようないわゆる警備業だけではなく、これまで警察が従来関与していた範囲ながら民間企業が従事するようになってきた業務（企業内不正（Corporate Forensic accounting）や保険詐欺の調査（Insurance Fraud detection））なども広く含まれている。

エ 市場規模

はっきりした統計は取られていない。1997 年のカナダ統計局の調査によると、総売上高としては、20 億カナダドルと推計される。但し、これは、セキュリティおよび Private Investigation に関わる市場規模のみであり、上記の③および④は含まれない。

CSIS によると、カナダ全体の市場規模 35 億カナダドル（③、④も含む）と推計される。

基本的には、中小の小さな企業から成り立っている業界であるが、主な企業としては、Securitas Canada、Intelligarde International 等があげられる。

オ 警備業団体（警備業協会）の有無及びその主たる事業

州ごとにいくつかの警備業協会は存在するが、全国レベルで活動をおこなっているのは、Canadian Society for Industrial Security (CSIS)とアメリカが本拠地の国際レベルの業界団体である American Society for Industrial Security (ASIS)のみである。

① Canadian Society for Industrial Security (CSIS)の活動 <http://www.csis-scsi.org>

1954年に当初 Security Officers Association of Ontario として発足、1963年より Canadian Society for Industrial Security として、連邦レベルで活動を展開するようになった。会員は、個人単位で入会する。

主な活動としては、カナダにおける警備業界および警備に関わる個人の地位およびレベル向上のために、教育訓練プログラムの認定や年1回のセミナー開催、警備業に関わる法改正に関する連邦政府へのロビー活動等を行っている。

特別な入会資格はなく、現在、下記の職種に属する個人が加入している。

- 警備員 (security guards)
- 調査・探偵 (private investigators)
- 現金輸送警備員 (armored car crew/guards)
- トレーナー (security educators and trainers)
- 警報機スペシャリスト (alarm specialists)
- ボディーガード (bodyguards)
- 民間企業内警備員 (commercial agency internal security forces)
- 政府保安部隊 (government internal security forces)
- 警備機械製造業者 (industry security equipment manufacturers)
- 産業スパイおよび産業スパイ防止サービス業者 (business intelligence and counterintelligence services)
- 詐欺調査官 (fraud examiners)
- 情報セキュリティ技術者 (information security technology specialists)
- セキュリティコンサルタント (security consultants)
- 錠屋 (locksmiths) 等

【主な事業】

- 警察官の組合である、the Canadian Association of Chiefs of Police の the Prevention of Crime in Industry Committee の委員
- 連邦、州政府へのロビー活動

- 警備員のレベルを引き上げるための訓練に関する業界水準の設定（企業や教育機関が提供する訓練コースの評価と承認を行うことにより、警備員の証書（certificate）を発行）
- 業界誌「Canadian Security Magazine」の発行。

② その他

○ American Society for Industrial Security (ASIS) www.asisonline.org

アメリカがベースの国際レベルの団体。世界中で約 32,000 人の会員を有する。詳細は、米国版参照。

○ Association of Professional Security Agencies (APSA)

オンタリオ州レベルの業界団体で、参加企業は 10 から 12 ぐらいと小規模であるが、大企業が参加しているため、警備員数では半数以上が参加している。

○ The Council of Private Investigators Ontario (CPIO)

<http://www.cpi-ontario.com/>

1994 年設立のオンタリオ州の探偵(private investigator)の個人および企業が会員の業界団体。参加企業は少数だが、大企業が参加しているため、大多数の探偵 (private investigator) が参加している。

○ Canadian Alarm and Security Association (CANASA) www.canasa.org/

警報機に関する業界団体で、1977 年設立。会員数約 900 社以上。

○ The Association of Ontario Locksmiths (TAOL) www.taol.net

錠前に関するオンタリオ州の業界団体で、1973 年設立。会員数約 400 名。

2. 警備業、警備員に関する法令、規制等の状況

(1)警備業関連法令

カナダにおいては、各州が州法により警備業関連の規制を行っている。内容は州ごとに大きな違いはなく、ライセンス取得義務があるのは、Security Guard と Private Investigator のみとなっている。連邦レベルの免許はないため、異なる州で就業する場合には、各州からライセンスを取得する必要がある。ライセンスの更新は毎年行う必要がある。

オンタリオ州の場合、the Private Investigators and Security Guards Act により、警備業者および警備員のライセンス取得義務が規定されている。

但し、ライセンスといっても、就業時に犯罪履歴の照会義務がある、18歳以上でなければならないといった程度が決められているだけで、ほとんど規制のない業界であるといえる。過去の犯罪履歴についても、ニューブロンズウィック州以外は、犯罪履歴のある人物であっても雇用主が望めば雇用できる。

一方で、最近ブリティッシュコロンビア州で最低限必要な訓練を義務付けるようになった他、業界団体が自主的に訓練内容の認定を開始するなど、業界の質の向上のための試みが始まっている。

ア 警備業のライセンスの状況

① 警備業者へのライセンス

警備業者のライセンス取得は、下記の手順で行われる。

●ステージ1：申請書を Ministry of Public Safety and Security に提出する。必要に応じて面接を受ける。

1) 必要書類

- ・ 事業計画書
- ・ 申請者の履歴書
- ・ 推薦状 4通（同僚、友人、元雇用主等から3通、銀行等の金融機関から1通）
- ・ 財政証明書
- ・ 住所証明（市町村が発行するもの）

2) 面接内容

- ・ 法律（the Private Investigators and Security Guards Act、Trespass to Property Act, the Criminal Code of Canada 等）および関連規制について

【ライセンス取得の要件】

- 会社名については、事前に相談すること（名前によっては認められないため）
- 経営管理層については、最低3年間の警備業または関連する業務おける経験
- 使用予定の制服、社員章（バッジ）、警備員用のバッジ、使用予定の道具、車に問題がないこと（警察と同じ色や形は使用できない）

●ステージ2：ライセンス登録料の支払

ライセンス取得後に支払う登録料金は下表の通り。合わせて、業務に従事する警備員等の顔写真を提出しなければならない。

② 警備員へのライセンス

ライセンスは警備員に対して発行されるが、ライセンスの申請は、警備業者としてライセンス取得している企業を通して行わなければならないため、個人の申請はできない。警備業としてライセンスが必要な職種は、Security Guard および Private Investigator であり、所属する警備業者を通して州の Ministry of Public Safety and Security へライセンスを申請する。ライセンスは毎年更新を行う必要がある。

錠前屋 (locksmith) や警備警報機 (alarm) 取扱い等、その他の警備業の場合特にライセンスは必要ない。また、自社の警備を行うための企業内警備員や個人が自分ために雇用する警備員は一切登録の義務を負わない。

表 1 法人および個人の登録料

登録料	法人登録料	個人の登録料
Security Guards	\$500.00	\$30.00
Private Investigators	\$500.00	\$30.00
Private Investigators and Security Guards (Dual)	\$1,000.00	\$60.00

注) \$は全てカナダドル (1カナダドル=約80円)

イ 警備業者が行う警備業務に関する規制の有無

① 警備業者への規制

連邦法

○ Canadian Charter of the Rights and Freedom (カナダ権利と自由憲章)

カナダ国民のもつあらゆる権利と自由を守るための憲章。基本的には、公権を行使する公務員 (警察官) に対する規制であり、民間の警備業者には適応されない。但し、例えば駐車違反取締りのように、民間の警備業者が、公の機関 (州・市町村等) の代理人として、その権利を行使する場合には、同法の適用を受ける。

州法

○ Private Investigators and Security Guards Act

Private Investigators および Security Guards のライセンス取得義務、取得要件を規定。

ライセンス取得義務に関する条項（第 4 条）

Licences

4. (1) No person shall,

- (a) engage in the business of providing private investigators or security guards;
 - (b) operate a branch office or place at which the public is invited to deal in the conduct of the business of providing private investigators or security guards; or
 - (c) act as a private investigator or security guard,
- unless the person is the holder of a licence therefore.

Holding out

(2) No person shall hold himself, herself or itself out as acting as a private investigator or a security guard or as being engaged in the business of providing private investigators or security guards unless the person is licensed under this Act. R.S.O. 1990, c. P.25, s. 4.

1966 年に制定されてから一度も改正されていないことから、現状にあわなくなってきたとの指摘がある。例えば、ブリティッシュコロンビア州ではここ 2, 3 年で警備業法を変更し、警備員に対して訓練の義務化を導入した。オンタリオ州でも警備業法の改正は州政府の主な検討事項の一つであるが、最終的な法改正は、優先度の高い案件から取り扱われる等、政治的に行われるため、Ministry of Public Safety and Security としては法改正に関する提案等を議会に行っているにとどまる。

現在の警備業法の主な問題点及び検討課題は下記の通り。

訓練： 訓練を義務化するのであればどの程度の訓練が必要なのか。

免許制度： “in-house” 警備員（企業内警備員）等の現在免許の必要ない警備員に対しても免許制を導入するか否か。また、現在の警備員免許制度は会社を通じて申請するが、会社を辞めても免許が残ってしまうのは問題ではないか（但し、毎年更新のためそれほど大きな問題にはならない。）

警察官との類似性： 警備員の制服やパトロール車が、警察官のものと酷似しているものがあり、市民に混乱を招いている。また、警備員が携帯する用具(手錠、警棒等)も警察官とそっくりであるため、外見上で見分けられるようにすべきではないか。

規制の明文化： 訓練の義務化、警察官との制服の差別化や現在ガイドラインで規制している警棒や警備犬の許可制度を法律として明文化する必要性の検討。また、犯罪歴の有無で免許交付を判断することは法律に明記していないため、犯罪歴チェックは運用として行っているだけで、法律上、犯罪歴のある者は警備員免許を受けられないわけではない。

ウ 警備員に関する資格、要件等

年齢（18歳以上）制限が the Private Investigators and Security Guards Act 第26条により規定されている。また、ガイドラインにより過去の犯罪履歴の有無によってはライセンスが取得できないことを規定している（ガイドライン p68）。

所属する警備業者を通じて警備員ライセンスが申請されると、Ministry of Public Safety and Security が申請書の個人情報について CPIC（Canadian Police Information Check）を行う。CPIC とは個人の過去の容疑・有罪等の犯罪歴を調べるテストであり、CPIC のチェックを通ればライセンスは交付される。その他、学歴要件、訓練要件や信頼性を確保するようなテストはない。CPIC で陽性、つまり過去に犯罪歴等があったとしても、本人が希望した場合には、Ministry はその申請者に対して犯罪歴等の弁明（ヒアリング）の機会を与える。過去の犯罪が軽いもの（駐車違反や罰金未納等）であれば、免許は交付される。昨年で約 1,200 名の陽性の申請者があり、その内の約 600 名がヒアリングを要求し、約 300 名がライセンスを受けた。

探偵（private investigator）の免許交付については、警備員の免許交付の際よりも性格や職歴、スキルなどの素性調査（background check）を詳しくすることがあるが、両者の免許審査に大きな違いはない。

また、プライバシーにより、申請者が精神病であるかどうかを聞くことができないので、精神病の有無は免許要件にはない。

一方で、ホテルやショッピングセンターのように集客数の多い施設を警備する警備員に対しては、雇用主が CPR（心肺蘇生法）の訓練を受けられることはほぼ義務化されているといえる。これは、法律により規定されているのではなく、例えば敷地内で誰かが心臓発作等を起こして倒れた際に、警備員が適切な処置を施せずに救急車が

来る前に死んでしまうと、訴訟問題に発展する可能性があるためである。

エ 法制度等が改正等された場合（含む検討段階）、その背景／改正の内容

現在カナダは、治安維持、セキュリティに対するニーズの増加から、警備業者の活躍する業務範囲が拡大しており、警察との垣根が見えにくくなっている。このような中で、これまで何も規制を受けていなかった警備業者に対し、訓練を義務付ける等一定のレベルを確保するために、警備業法改正を検討している。

現在、連邦議会の下部組織である Law Commission が現在法改正の方向性について検討を行っている。現在、下記の5点が主に課題としてあげられている。

① 警備員のグレード付けと訓練について

現在、ライセンス交付に対する必要な最低訓練基準等の要件が全くないため、訓練を義務付けることは大きな検討課題の一つとなっている。但し、ただ義務付ける、義務付けないかという議論ではなく、警備業者の仕事を難易度によってグレード付けを行い、それぞれのレベルにあった訓練を規定することが必要であるとの認識もっている。

例えば、ブリティッシュコロンビア州は全ての警備員に 66 時間の訓練を義務付けたが、建築現場の雑務をするようなレベルの警備員にそれほど訓練をする必要があるのか疑問である等の点で、柔軟性にかけるとの批判がある。

但し、このようなグレード付けおよび必要訓練内容の規定は、必ずしも政府主導で行う必要はなく、むしろ例えば業界団体のように、実態をよく知っている機関が行った方がいいとの方向で検討されている。具体的には、CSIS のように既にいくつか警備員のグレード分け等を独自行いはじめているグループがあるので、それらの動きに公的認証を与える方法が考えられる。

② 監視体制について

警備業者は、警察とは異なり、権限濫用に対する法的救助措置が無い。したがって、例えば各州の Ministry of Public safety and security（現在の監督官庁）を活用し、苦情受付を行う制度をつくる等、濫用防止を担保するような仕組みが必要である。あるいは、今後市町村が民間の警備業者を雇用する場合には、訓練の中身を義務付けるとともに、何かあった場合に苦情を受け付ける仕組みを取り入れ、その

仕組みを公に告知することを契約として義務付けする方法も有効な手段の一つとして検討されている。

③ 服装の区別について

警察側から、警備員と警察官が間違われぬように服装の識別をすることに対する要請が強い（警察側のアイデンティティの点から）ため、（見分けのつく服装ということ）を提案する方針。

④ 情報共有について

治安維持効果を高めるために、現在民間企業側がもっている個人情報と警察の情報を共有し、協力体制を築く仕組みについて検討されている。ただし、民間企業側は、警察がプライバシー保護の観点から許されていない情報の範囲まで収集を行っているため、プライバシーとの兼ね合いで、どこまで共有していくべきか明確な回答はまだ見出せていない。セーフティガードと情報共有への制限について、今後も検討が必要。

⑤ 犯罪の通報の義務化について

これまで事件を起訴するかどうかは警察が判断してきたが、警察の代わりに民間の警備業者が事件の現場に立ち会う機会が増えれば、警察を介さずに問題が解決されるケースが増える可能性がある。特に、詐欺等のホワイトカラーの犯罪については、企業側もできるだけ公にしたくないことから、事件を警察に通報せずに内々に処理する傾向にあり、公平性・アカウンタビリティの観点から対応が必要な課題とされている。

全ての犯罪は警察に届け出ることを義務化するといった方策も考えられるが、カナダ社会には受け入れがたいとの認識がある。現在テロ、マネーロンダリング、児童への性犯罪の分野で通報が義務付けられているため、このように分野を特定して、通報を義務付けることは1つの解決策になるとして検討されている。

また、犯罪は通報する必要があるとのモラル・倫理観を教育によって持ってもらうという方法も検討されている。

(2)警備員が使用する護身用具・武器の状況

ア 所持等している護身用具・武器

バトン（警棒）、警備犬、防弾チョッキ、ビデオ、無線（GPS）、保護手袋、ヘルメット、メガネ等。犬は、爆発物や銃器を発見する用、死体を発見する用など、用途によって使いわけ、訓練もそれぞれにあうように行っている。

銃器は、現金・貴金属輸送車を護衛する警備員のみライセンスを受けた上で所持が可能となっている。

イ 所持等に必要なライセンス等

警備犬、バトン（警棒）については、州政府のガイドラインにより、州政府へ届け出をし、許可を取ることとなっており、銃器については銃器法により、連邦政府からの許可が必要となっている。

○ 銃器所持について

カナダでは、銃器所持のライセンスに関しては連邦法である銃器法（Firearm Act）でその携帯を規定されており、州ではなく連邦政府の管轄となっている。警備業者については、現金・貴金属輸送車警備等、特定の業務に携われるものだけが、ライセンスを受けることができる（Firearm Act 施行令、Firearms Licenses Regulations 22条）。

Firearms Licenses Regulations 22条

(j) in respect of handguns within the meaning of paragraph (a) of the definition "prohibited firearm", and handgun barrels within the meaning of paragraph (b) of the definition "prohibited device", in subsection 84(1) of the Criminal Code, use by

(i) businesses whose principal activity is the handling, transportation or protection of cash, negotiable instruments or other goods of substantial value and whose employees require handguns to protect their lives in the course of that activity, or

(ii) businesses that have instructors who are certified in the safe handling and use of handguns and who require handguns for such instruction;

各州に連邦政府の銃器免許最高責任者（Chief Firearm Officer）が配置されており、申請書が提出された州の銃器免許最高責任者が連邦政府として許可を出す。オンタリオ州では、警備員が銃器保持の申請書を提出すれば、オンタリオ州政府が持つ申請者の個人情報を銃器免許最高責任者に提出し、銃器免許最高責任者はこの個人情報を参考にして免許交付の判断を行う。

警備員が銃器免許を受けるには、まず警備員免許および所属する警備会社が業務において銃器を使用する許可を得ている必要がある。警備員はその会社において、銃器携帯が認められた特定業務に限って銃器の使用が認められる。したがって、警備員がその会社を辞めるなど、当該業務へ従事しなくなれば、同免許は取り消される。

○ 警棒・警備犬所持に関するガイドライン

連邦法で定められている銃器携帯規制の他、州政府のガイドラインレベルで、警棒と警備犬の使用にはライセンス（許可）取得を義務付けている。例えば、警棒の免許を申請する際は、使用理由、使用する警棒の種類、訓練を受けた州認定の教官及び訓練マニュアルを Ministry of Public Safety and Security へ提出する必要がある。警備員免許と同様に、これら警備器具の免許も毎年更新しなければならない。

ウ 護身用具・武器の使用に当たっての規制・ガイドライン

カナダ国内では、銃の携帯は銃器法（Firearm Act）により規制があり、警棒及び警備犬の使用には、許可が必要となっている。スタンガン、催眠スプレー等の販売・携帯は、警備員に限らず、カナダでは治安維持の観点から、一切禁止されている。また、機械警備に関するライセンス・規制・ガイドラインはない（機械について工業製品としての安全品質基準等があるのみ）。また、警報装置を設置する技術者は免許を必要としない。

(3)警備員の権限

警備員に特別な権限はなく、基本的には、他のカナダ国民と全く同じ権限を有するのみである。

警備員が、州ごとにライセンスを取得しなければならない一方で、警察官は、どこかの警察官（連邦・州・市）であっても、カナダ国内では、警察官としての権限は変わらない。また、警察官は、勤務時間以外に警察官としての権限を有したまま、民間企業等の要請により、警備員として対価を受取って勤務することができる（Pay-duty）。

警察官は、銃を携帯し、警察官のバッジや制服を着用することができる。

また、特定の権限を市町村から委託される場合や **special constable**（特別保安官）という権限で特定業務に従事する場合は、委託される業務（囚人の護送、違法駐車に対して罰金を課す等）遂行に必要な権限を要するが、それ以外については、一般市民と同じ権限しか有しない。

(4)警備員に対する教育訓練の状況

ア 教育訓練体系

現在、オンタリオ州においては、警備業者に対する教育訓練の義務は全くないため、教育訓練については、雇用主に一切任されている。したがって、ほとんどの企業が十分な訓練を行っていないのが実情となっている。

教育の義務付けはされていないが、教育訓練を提供する機関としては、コミュニティカレッジがあげられる。但し、これらは基本的には警察官希望者を訓練するためのコースであり、警備業者向けのコースはごく一部となっている。

同コースは、1998年より警察官希望者を訓練するために開講されており、州全体で22の大学が **Police Foundation Program**²として提供している（受講者は4,000人程度）。2年間のプログラムを修了すると、**College Diploma**を授与される。このプログラムを受講することは警察官になるための義務ではないが、現在では警察官に新採用者の25%程度がこの **Police Foundation Program**の教育訓練を受けている。これらのコースの卒業者の中には、卒業時点で20歳代前半と警察官になるには年齢が足りない（通常27～28歳が平均）ため、卒業してもすぐには警察官になれないことから、まず警備業界に就職するものも増えている。

また、**Police Foundation Program**を提供するカレッジの中には、**Humber College**や**Sheridan College**のように、**Private Investigator**のためのカリキュラムを提供する学校もある。但し、実際に警備業界にいる警備員のほとんどは、このように体系だった訓練を受けているとは言い難いのが実情である。

これらのコミュニティカレッジでは、企業の要請により、数日間の訓練プログラムを有料で提供している。

² 98年以前までは **Law and Security Administration** という呼ばれており、警察官だけでなく、公的・民間にかかわらず治安維持全般の職業（税関員、入国審査官、特別保安官（**special constable**）、警備員等）に就くための教育訓練プログラムが提供されていた（今でも一部の大学では **Law and Security Administration** のプログラムを提供している）。98年にオンタリオ州政府は警察官の教育訓練向上のために、警察官育成専門の **Police Foundation Program**を設置した。

一方、業界団体である CSIS は、教育訓練は提供していないものの、各教育・訓練機関が提供するカリキュラムを業界団体として評価し、当該訓練を受けた警備業従事者の資格 (CSO (Certified Security Officer)、CSS (Certified Security Supervisor)、CSP (Certified Security Professional)) を認定する Professional Certification Program を 2002 年により導入している。

認定を希望する者は、訓練をうけたプログラムの修了証とともに、経歴・職歴等を CSIS に提出し、CSIS は、当該プログラムが CSIS 基準に満たしているか否かを評価し、認定の有無を決定する。CSIS 認定は毎年更新する必要があるが、過去の検定結果が妥当だと認められれば再び同じ訓練をうける必要はない。

イ 教育訓練内容、時間、実施期間

コミュニティカレッジが提供する 2 年間の Diploma コース (Police Foundation Program) の場合、1 年目に政治学、社会学、心理学等の教養を学び、2 年目で警察官の職業に直結する科目 (刑法、捜査方法、交通整備等) を学ぶ。

企業向けの訓練は、企業の要望によりことなるが、警備員の業務には、間違えば訴訟となる可能性があることも多いため、特に法規制に関するコースへのニーズが高い。時間としては、終日やって 1 週間、勤務時間外に数時間等、様々となっている。

あるカレッジのPolice Foundation Programカリキュラム例

1 学期 (16 週間)

- Canadian Criminal Justice System
- Principles of Ethical Reasoning
- Issues in Diversity/First Nations Peoples
- Fitness and Lifestyle Management
- Public Administration
- Psychology
- College Writing Skills

2 学期 (16 週間)

- Criminology
- Contemporary Social Problems
- Community and Social
- Fitness and Lifestyle Management
- Criminal Code
- Sociology and Canadian Society
- Business Writing Skills

3 学期 (16 週間)

- Criminal and Civil Law
- Police Powers
- Interviewing and Investigations
- Youth in Conflict with the Law
- Community Policing
- Traffic Management
- Lifestyle Management
- Political Science

4 学期 (16 週間)

- Provincial Offences
- Criminal Code and Federal Statutes
- Police Powers
- Investigation and Evidence
- Conflict Management
- Community Policing
- Lifestyle Management
- Interpersonal and Group Dynamics

コミュニティカレッジが提供する企業向け短期コース（例）

1 日目	<ul style="list-style-type: none">• Introduction• Arrest• Search and Seizure• Release Authorities• Arrest and Search Techniques
2 日目	<ul style="list-style-type: none">• Define and describe federal offences (Assault, Sexual Assault, Indecent Act, Theft, Mischief, Fraud and Related Offences, Drug Offences 等)
3 日目	<ul style="list-style-type: none">• Crime Scene Management• Memo Book Protocol• Note Taking• Evidence• Criminal Defenses
4 日目	<ul style="list-style-type: none">• Demonstrate an understanding of the requirements of case and court presentation• Demonstrate an understanding of the Canadian Evidence Act• Identify and understand relevant rules of evidence• Demonstrate an understanding of court procedures and participate in a moot court experience where giving testimony is a requirement
5 日目	<ul style="list-style-type: none">• Demonstrate an understanding of the relevance of the Acts which relate to the duties and responsibilities of a Special Constable.
6 日目	<ul style="list-style-type: none">• 応用と評価（ケーススタディ）
7 日目	<ul style="list-style-type: none">• Demonstrate an understanding of the concepts related to community policing and their application.• Demonstrate an understanding of Crime Privation through environmental design• Perform a safety audit
8 日目	<ul style="list-style-type: none">• テストおよび復習

ウ 教育訓練カリキュラム策定主体

警察官向けの教育訓練は Ministry of Public Safety and Security, Policing Services Division がカリキュラムのガイドラインを示しているが、民間向けの警備業者に対するカリキュラムについては特に管轄がないため、各大学が自由にプログラムを組んで教育訓練を行っている。また、Police Foundation Program と同様のプログラムはカナダ各州にあるが、プログラムのカリキュラム等に関する国内で統一した基準は存在しない。

但し、ブリティッシュコロンビア州では、全ての警備員に対して、コミュニティカレッジにおける 66 時間の訓練時間を 2002 年より義務付けており、コースガイドラインについても政府が規定している。

(5)警備業と警察との連携の状況

ア 情報交換の有無

公式の情報交換の場はない。警察官と警備業者は寧ろコンペティターであること、また警察は、警備員を十分な訓練もされていないレベルの低いものと見なしているため、警備業者と連携を取りたがらないのが実情となっている。

イ 警備員の教育訓練に対する協力の有無

公式にはないが、企業によっては Off Duty の警察官を雇い給与を支払って、社員の訓練を行っている企業がある

また、コミュニティカレッジの Police Foundation Program の講師のほとんどが元警察官である。規模の大きく有名な警察署出身の者が多い。

ウ 連携の主体

公式な連携のチャンネルは現在のところ存在しないが、警察等の公的機関と警備業界との意見交換は警察側の団体 OACP (Ontario Association of Chiefs of Police) と警備業界側の団体 APSA の間で最近始まっている。また、市警察のレベルではトロント市内の業界団体である Commercial Security Association に警察が参加しているという例も最近でてきており、少しずつ連携を取ろうという方向にある。

また 2003 年 2 月に Law Commission of Canada で開催されるコンファレンスは、全国レベルで初めて警察・警備業者等関係者が一同に会し、今後の連携も含めたカナダの警備 (Policing) に関する在り方を話し合う場となる予定となっている。

(6)警備業の治安維持に対する貢献の状況

ア 警備業の活動分野

公共施設の警備 (空港、港湾、学校、病院、国立博物館、公営住宅、夜のビジネス街、裁判所、上下水道施設等) および囚人の護送は民間の警備員により行われている。その他、警備業者の中には、刑務所の運営、駐禁の取締り等の活動を州政府や市町村

から請負う企業が出てきている。

また、カナダは会計等の経済事件を専門とする警察官が少ないため、経済犯罪等の限定的な分野の捜査において、警察が民間警備業者（法会計員：forensic accountant）を一時的に雇用することがある。

イ 警備業に対する警察業務の委託、公の機関の業務代行、支援等の有無

市町村は、駐車禁止取締りや囚人の護送といった一部の警察業務を警備業者へ委託している。囚人の護送や裁判所の警備のように、特定の警察業務を担当する場合、special constable（特別保安官）という権限で当該業務は行われている（Police Service Act, 警察法第 53 条）。特別保安官制度により、警察権力に係るような業務を、期間や業務を限定して警察官以外に委託することができる。

また、駐車違反等罰金を徴収する契約警備員は、特定の権利（課徴金を課す）を行使する権限を市町村等の行政機関より委任される。

Appointment of special constables

By board

53. (1) With the Solicitor General's approval, a board may appoint a special constable to act for the period, area and purpose that the board considers expedient. R.S.O. 1990, c. P.15, s. 53 (1); 1997, c. 8, s. 33 (1).

By Commissioner

(2) With the Solicitor General's approval, the Commissioner may appoint a special constable to act for the period, area and purpose that the Commissioner considers expedient. R.S.O. 1990, c. P.15, s. 53 (2); 1997, c. 8, s. 33 (2).

Powers of police officer

(3) The appointment of a special constable may confer on him or her the powers of a police officer, to the extent and for the specific purpose set out in the appointment.

Restriction

(4) A special constable shall not be employed by a police force to perform on a permanent basis, whether part-time or full-time, all the usual duties of a police officer. R.S.O. 1990, c. P.15, s. 53 (3, 4).

Idem

(5) Subsection (4) does not prohibit police forces from authorizing special constables to escort and convey persons in custody and to perform duties related to the responsibilities of boards under Part X. R.S.O. 1990, c. P.15, s. 53 (5); 1997, c. 8, s. 33 (3).

Suspension or termination of appointment

(6) The power to appoint a special constable includes the power to suspend or terminate the appointment, but if a board or the Commissioner suspends or terminates an appointment, written notice shall promptly be given to the Solicitor General.

Same

(7) The Solicitor General also has power to suspend or terminate the appointment of a special constable.

Information and opportunity to reply

(8) Before a special constable's appointment is terminated, he or she shall be given reasonable information with respect to the reasons for the termination and an opportunity to reply, orally or in writing as the board, Commissioner or Solicitor General, as the case may be, may determine. 1997, c. 8, s. 33 (4).

Oaths of office and secrecy

(9) A person appointed to be a special constable shall, before entering on the duties of his or her office, take oaths or affirmations of office and secrecy in the prescribed form. R.S.O. 1990, c. P.15, s. 53 (9).

出所：警察法第53条

ウ 空港、原子力施設等重要施設における警備業の活動状況

空港の警備、特に手荷物・身体検査については、これまで飛行機会社に任されてい

たため、最も価格の低い、したがって訓練もほとんど受けていないような企業が請け負うこととなっていた。しかし、9月11日以降、機械設備の更新や武装した RCMP (Royal Canada Mounted Police、連邦警察) の警察官による警備など、空港警備を強化するために予算 77 億カナダドルが国会により承認されており、今後は逆に警察が行う方向。

原子力施設については、国の施設の場合は、警察が、民間の場合でもほとんどがインハウス（企業内）警備員が担当している。